

【添付資料：東日本大震災と応援活動への影響】

平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時 46 分頃に、三陸沖を震源として発生したマグニチュード (M) 9.0 の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」が発生。宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など、広い範囲で強い揺れを観測した。余震も、4 月 7 日の本震並みの大きな揺れを筆頭に多数が発生するとともに、長野県北部(3/12)、静岡県東部(3/15)、秋田県内陸北部(4/1)、茨城県南部(4/16)など、余震活動地域の外側でも震度 5 強以上の地震が多発した。また、本震によって発生した津波は、太平洋沿岸に甚大な被害をもたらした。

この「東日本大震災」と称される一連の災害では、東日本を中心に多くの人命が失われ、上下水道、電気、ガス、道路、鉄道等のライフライン施設に広範囲にわたる未曾有の被害が発生した。水道施設では、水源、浄水場、配水池、ポンプ設備、管路等に甚大な被害が発生し、19 都道県で最大時 257 万戸の断水被害が発生するとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所も津波によって被災し、大量の放射性物質が放出され、広範囲に重大な影響を及ぼす原子力事故となった。

こうした甚大な津波被害や原子力発電所事故は、本協会会員がこれまでに応援活動を実施した災害等とは異なる状況を生み、応援活動に対しても様々な影響を与えることとなった。

○津波被害の影響

津波や漂流物による水管橋や橋梁添架管の流失・破損、施設の流出・破損、冠水による電気設備等への被害も多数発生した。特に沿岸部では浅井戸水源が冠水し、取水停止となるとともに、地下水の塩水化によって取水停止期間が長期となる事例も発生した。これに加えて、大量に発生した瓦礫は、応急復旧活動におけるバルブ開閉や漏水確認の支障となっており、応急給水活動の長期化の一因となった。

なお、津波被害区域では住民の帰還が難しいことから、原則的に給水の需要は多くないが、時間の経過とともに清掃等の理由によって給水需要が増加する事例がみられた。このため、応援活動が長期化するに伴い、住民の動向に留意するとともに、応援隊の交代に際しては綿密な引き継ぎを行う必要があった。

○原子力発電所事故の影響

原子力発電所事故の影響は、避難範囲の被災水道事業者による応援要請の躊躇、又は、応援水道事業者による避難範囲への職員派遣に際する安全確保の問題として表面化した。相互応援のルールを定めた本手引きでは、派遣人員の安全確保は各水道事業者や工事事業者が行うことと定めているが、放射線並びに放射性物質に対する作業続行の可否については、水道事業者等として判断基準を有さないため、福島県内における応急給水活動や応急復旧活動は当初より困難に直面した。このため、活動に当たっては国による避難指示を参考に活動区域を判断するとともに、水道事業者等では派遣人員の安全確保のため、応援隊に線量計を所持させる等の対応を行った応援水道事業者もあった。

震災対応等特別調査委員会の序文及び委員名簿

はじめに

平成7年に発生した兵庫県南部地震は、都市部における直下型地震として神戸市を中心とする社会基盤施設等に壊滅的な被害を与え、近代国家として世界のトップレベルのGDPを誇る我が国の社会・経済を震撼させた。「阪神・淡路大震災」として知られるこの未曾有の災害に直面し、水道界が総力をあげて応急給水と応急復旧に取り組んだ記憶は、我々水道人にとっていまだ生々しいものがある。

その教訓を基に平成8年に日本水道協会が作成した「地震等緊急時対応に関する報告書」、いわゆる「白本」は、地震等の緊急時における連絡・応援体制等に関する実質的な手順を示すものとして全国の水道事業体の中で広く認知され、機能して今日に至っている。

その後も我が国では多くの大地震が発生したが、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震等の相次ぐ大規模地震による災害時にも、被災側、応援側においては概ねこの「報告書」に基づく連絡・応援体制が敷かれ、円滑な応急給水と早期の応急復旧に大きな成果をあげてきたと言える。

一方で、これらの震災対応等を通じて、新たな知見が得られたと同時に、より弾力的な応援体制構築の必要性や小規模事業体への応援体制のあり方等、検討を要するいくつかの課題も明らかになってきた。平成19年11月に横浜市で開催された日本水道協会第76回総会において、会員から国に対しての「広域的な災害応援体制の確立」に関する要望が提出された。これは、大規模地震が発生した際に、厚生労働省、都道府県及び日本水道協会が一体となり、より円滑かつ迅速な応援活動が実施できる体制の確立を求めるものであり、日本水道協会においては、この提案を強く受け止め、速やか且つ積極的な検討を進めることとした。

この「地震等緊急時対応の手引き」は、このような経緯のもと、日本水道協会が設置した「震災対応等特別調査委員会」、並びに「緊急時対応に関する小委員会」、「応急給水・応急復旧に関する小委員会」の2つの小委員会での検討を重ねたうえで、前述した平成8年版の「報告書」をその後の実態に合わせて改訂したものである。

上記委員会の設置に先立ち、日本水道協会では平成19年10月に、厚生労働省、関連する県衛生部局及び水道事業体等による意見交換を重ね、災害時の応急給水、応急復旧、費用負担等における主な問題点の抽出を行っている。ここでの議論等を事務局で取りまとめ、整理したものの多くが、改訂にあたっての

重要な視点となった。実務の作業は、特別調査委員会で指摘された意見、検討事項等について、2つの小委員会で具体的な議論を重ねたうえで原案を作成し、その内容を特別調査委員会にフィードバックする、という形式で進められた。

委員会は、水道事業体、消費者代表、県衛生部局による委員と、厚生労働省及び産業界等、各方面からのオブザーバーで構成され、それぞれの立場からの様々な意見が出された。これらの意見の大半は、「手引き」に反映できたものと考えている。

今回の改訂の主なポイントとしては、以下の4点を挙げることができる。

① 地方支部の枠組みを越えた相互応援

発災直後の応急給水については、地理的条件等を勘案し、地方支部の枠組みにとらわれず、速やかな活動が実施できるよう、平常時から隣接する都府県支部等による協定を締結すること等を検討し、災害時に備える。

② 先遣調査隊の派遣

震度6（強）以上の地震が発生した場合又は日本水道協会水道救援対策本部長が必要と判断した場合には、日本水道協会水道救援対策本部は直ちに現地へ先遣調査隊を派遣し、情報収集及び連絡調整を行う。

③ 簡易水道等本会非会員への対応

本会会員以外の水道事業体や簡易水道事業体に対しても、都道府県等の行政機関からの要請がある場合には、本会会員と同様に応援活動を行う。

④ 水道給水対策本部組織の編成

被害が甚大で、大規模な応援体制が必要な場合には、被災水道事業体に設置される給水対策本部に、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等が協力して応援活動や後方支援等を行うものとし、必要に応じて厚生労働省等が参画することも想定する。

その他、応急活動体制における役割分担の明確化、「教育・訓練の実施」の項目の新規追加、応急活動の実施事例の紹介などをできるだけ盛り込み、より実態に即した実用的な内容となるよう努めた。

本書のタイトルは、内容に相応しくなるように、「報告書」から「手引き」に変更した。

また、各項目の冒頭には概要を明記するとともに、図や写真を多用するなど視覚化を図り、利便性を考慮した構成を目指した。

関係各位におかれては、本「手引き」を災害時に有効に活用するため、十分に内容を把握するよう努められるとともに、「教育・訓練の実施」の項に示すように、災害対応についての職員研修や、広域的な訓練の実施などにより、日頃から災害時に対する意識を高め、災害時にあたっては円滑に緊急体制へ移行で

きるよう心がけていただきたい。

昨今、事業継続計画（ＢＣＰ）という言葉がよく聞かれるようになった。水道事業者は、各々形態は異なっても、常にこの概念を念頭に置いてきたはずである。本「手引き」を活用することにより、改めて事業継続計画の重要性を再認識し、自らの水道事業独自のＢＣＰを構築されることは、本委員会に参加した全員の願いでもある。

なお、本「手引き」は、地震等の自然災害、あるいは火災、水道管破裂等の事故、テロ事件、新型インフルエンザ対策等の緊急時における水道事業体等の対応を「相互応援」の充実によって確保するためのものであり、それぞれの地方公共団体間の関係等にまで立ち入るものではない。

平成２０年５月１日に開催した第１回特別調査委員会で審議を開始してから、同年１２月１６日の第３回特別調査委員会での最終報告まで、概ね８ヶ月弱という短い期間で改訂作業を行ってきたが、お忙しい中、積極的には協力いただいた委員及びオブザーバー並びに事務局の皆様に、心より感謝を申し上げる。

平成２０年１２月１６日

震災対応等特別調査委員会

委員長 赤 川 正 和

震災対応等特別調査委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	日本水道協会顧問（元東京都公営企業管理者）	赤川正和
副委員長	東京都水道局総務部長	小山隆
〃	大阪市水道局工務部長	河谷幸生
委員	主婦連合会参与	兵頭美代子
〃	愛知県健康福祉部保健担当局生活衛生課主幹	阿部孝徳
〃	新潟県福祉保健部生活衛生課水道係副参事	加藤憲司
〃	札幌市水道局給水部長	相馬英敏
〃	仙台市水道局給水部参事兼計画課長	藤井秀男
〃	横浜市水道局施設部長	林秀樹
〃	名古屋市上下水道局技術本部管路部長	小島克生
〃	新潟市水道局中央事業所長	加藤敏夫
〃	静岡市上下水道局水道部長	大原敏裕
〃	神戸市水道局東部センター所長	福田裕繁
〃	広島市水道局配水部長	小松一久
〃	福岡市水道局計画部長	古賀文博

(前委員)

副委員長	東京都水道局総務部長	鈴木孝三
------	------------	------

※前委員の職名は、解嘱当時の職名による。

(オブザーバー)

厚生労働省健康局水道課、国立保健医療科学院、全国簡易水道協議会、
日本水道工業団体連合会、水道技術研究センター、全国管工事業協同組合連合会、
全国上下水道コンサルタント協会

緊急時の対応に関する小委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	名古屋市上下水道局経営本部	
	企画部主幹(防災・危機管理)	稲 毛 克 俊
副委員長	東京都水道局参事(総務部総務課長事務取扱)	石 井 正 明
委員	札幌市水道局総務部総務課長	木 内 二 朗
〃	仙台市水道局業務部総務課主幹兼研修係長	福 原 嘉 朗
〃	横浜市水道局総務部総務課長	青 柳 修
〃	大阪市水道局総務部総務担当課長	田 端 尚 伸
〃	広島市水道局企画総務課長	高 野 靖 夫
〃	福岡市水道局総務部総務課長	岡 宣 秀
〃	日本水道工業団体連合会	川 口 晶 己
〃	全国管工事業協同組合連合会理事	杉 山 万 茂

(オブザーバー)

厚生労働省健康局水道課、愛知県健康福祉部、新潟県福祉保健部、全国簡易水道協議会

応急給水・応急復旧に関する小委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	横浜市水道局給水部南部工事課長	豊 田 徹
副委員長	新潟市水道局技術部管路課課長補佐	谷 浩
委員	札幌市水道局給水部給水課長	近 藤 邦 弘
〃	仙台市水道局給水部計画課主幹	高 橋 幸 至
〃	東京都水道局給水部配水課長	渡 辺 映 一
〃	名古屋市上下水道局技術本部管路部配水課配水計画係長	
		早 川 裕 之
〃	静岡市上下水道局水道部水道維持課長	櫻 井 庸 三
〃	大阪市水道局工務部配水担当課長	川 内 武 彦
〃	神戸市水道局垂水センター副所長	三 浦 正 孝
〃	広島市水道局配水部配水課課長補佐	田 村 慎 吾
〃	福岡市水道局配水部事業調整課事業調整第2係長	崎 山 茂
〃	日本水道工業団体連合会	廣 部 智 己
〃	全国管工事業協同組合連合会理事	佐 藤 袁 也

(オブザーバー)

厚生労働省健康局水道課、全国簡易水道協議会

